

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月22日
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大場 昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【電話番号】	03 - 3212 - 8421
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	東京海上・未来設計ファンド1 東京海上・未来設計ファンド2 東京海上・未来設計ファンド3 東京海上・未来設計ファンド4 東京海上・未来設計ファンド5
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券の金額】	上限 各1兆円
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年10月23日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、記載事項の一部に訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は、原届出書が更新されます。また<追加>の記載事項は原届出書に追加されます。

第一部【証券情報】

(12) その他

<訂正前>

(略)

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託約款の変更（予定）について

「東京海上・未来設計ファンド」におきまして、以下の通り投資信託約款の変更を予定しております。

1. 変更の内容

変更後	変更前
<p>【信託期間】 第3条 この信託の期間は、<u>原則として信託契約締結日から平成32年1月24日までとします。</u></p>	<p>【信託期間】 第3条 この信託の期間は、<u>信託契約締結日から第50条（信託契約の解約）第1項、第51条（信託契約に関する監督官庁の命令）第1項、第52条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）第1項または第54条（受託者の辞任および解任に伴う取扱）第2項による信託終了の日までとします。</u></p>
<p>【信託期間の延長】 第56条の3 <u>委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</u></p>	<p><追加></p>

2. 変更の理由

各ファンドの残高が減少しており、繰上げ償還が可能な状況ではありますが、投資期間の短い受益者やNISA口座を通じて取得された受益者がおられること等に鑑みて、信託期間を「無期限」から「平成32年1月24日まで」に変更します。また、当該信託期間までに運用の更なる継続が受益者にとって望ましいと判断される場合に信託期間を延長できるよう規定を設けます。

3. 約款変更のスケジュール

公告日	平成27年10月27日
異議申立て期間	平成27年10月27日から11月26日まで
約款変更届出日	平成27年11月30日
約款変更適用日	平成27年12月24日

4. 異議申立てについて

平成27年10月27日（以下「基準日」といいます。）現在における各ファンドの受益者に対し、上記異議申立てを受付けます。

上記異議申立て期間中に、ご異議のお申立てのあった受益権口数の合計が、基準日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定通り約款変更を行います。一方、ご異議のお申立てのあった受益権口数の合計が、基準日現在の受益権口数の2分の1を超えた場合は、約款変更を行いません。

<訂正後>

(略)

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

平成13年3月30日 ファンドの設定、運用開始

<訂正後>

平成13年3月30日 ファンドの設定、運用開始

平成27年12月24日 信託期間を無期限から平成32年1月24日までに変更

第2【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

(3) 信託期間

<訂正前>

原則として、平成13年3月30日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

（投資信託約款の変更の手続きを経て、変更を行うこととなった場合、信託期間を「無期限」から「平成32年1月24日まで」と変更します。）

<訂正後>

原則として、平成13年3月30日から平成32年1月24日までとします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。